

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定による。

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 ……略…… 2 前項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議長等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長等で当該任期満了による選挙により再び議員となった者の期末手当に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して在職していたものとみなす。 (支給方法) 第7条 報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、第2条及び第3条に規定するもののほか、一般職の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u>）の例による。	(期末手当) 第6条 ……略…… 2 前項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議長等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長等で当該任期満了による選挙により再び議員となった者の期末手当に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して在職していたものとみなす。 (支給方法) 第7条 報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、第2条及び第3条に規定するもののほか、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定の令和元年12月15日における適用については、同条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の225」とする。